

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
八幡総合支所	8月31日	9月26日～ 11月11日	10月16日
松山総合支所	8月31日	9月29日～ 11月11日	10月17日
平田総合支所	8月31日	9月26日～ 11月11日	10月20日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

八幡総合支所

注意事項

【契約】

○仕様書及び契約書どおりの履行確認が行われていないもの

○再委託承認申請が確認できなかったもの

○仕様書どおりの作業日報が確認できないもの

令和 5 年度に契約を締結した八幡タウンセンター空調設備保守点検業務委託【長期継続契約】では、仕様書及び契約書どおりの業務完了報告書等が提出されず履行確認が行われていなかった。また、契約書で定めた再委託承認手続を経ずに第三者に委託されていた。

令和 7 年度八幡タウンセンター及び八幡保健センター清掃業務委託【長期継続契約】では、仕様書どおりの月次作業日報が確認できなかった。

今後は仕様書及び契約書に基づき適切に事務処理を行うこと。

松山総合支所

注意事項

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書書式は引用条項を修正した新版が契約検査課掲示板に掲示されたが、修正前の書式で作成されている契約書があった。そのため、「談合等に係る契約解除」に関する引用条項に辻褄が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【内容】

- ・令和 7 年度 場外馬券発売所周辺美化管理業務委託 3 件分